

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）477,705 千円

（歳出）

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費 3,641,846 千円

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉		289,774		26,100	8,807	38,981	215,886
	社会福祉事業	27,230	0	0	0	4,165	23,065
	障害者福祉事業	42,992	0	0	0	6,575	36,417
	老人福祉事業	149,081	0	26,100	8,807	17,463	96,711
	児童福祉事業	70,471	0	0	0	10,778	59,693
社会保険		1,806,290	304,196			229,742	1,272,352
	介護保険事業	816,370	36,792	0	0	119,235	660,343
	後期高齢者運営事業	703,472	151,878	0	0	84,365	467,229
	国民健康保険事業	286,448	115,526	0	0	26,142	144,780
保健衛生		1,545,782	115,566	26,400	37,457	208,982	1,157,377
	疾病対策予防事業	153,842	2,164	0	36,144	17,671	97,863
	母子保健事業	21,238	4,027	0	180	2,604	14,427
	医療に係る施策	1,370,702	109,375	26,400	1,133	188,707	1,045,087
合 計		3,641,846	419,762	52,500	46,264	477,705	2,645,615